



Title	不純異性交遊で補導される女学生の登場：「乙女の性典」と「少年の補導」
Author(s)	中山, 良子
Citation	文化/批評. 2013, 5, p. 71-87
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/75713
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

不純異性交遊で補導される女学生の登場

——『乙女の性典』と『少年の補導』——

中山良子

はじめに

1945年12月に刊行開始された1950年代を代表する娯楽雑誌『平凡』が、部数を伸ばす大きなきっかけとなったのが、1949年の連載小説『乙女の性典』の掲載、そして1950年3月の松竹映画『乙女の性典』の上映成功であったといわれる¹⁾。連載小説『乙女の性典』の掲載を機に、『平凡』は10万部の壁を突破し、公開された映画『乙女の性典』も1950年の松竹の配給ベスト10に入った。では、連載小説『乙女の性典』や映画『乙女の性典』には何が描かれていたのだろうか。雑誌『平凡』や映画会社は読者や観客に何をみせることを選んだのだろうか。

先の拙稿²⁾では、連載小説『乙女の性典』のもつ優生学的側面に着目し、当時性教育者として知られた福岡武男らが制作に関与していたことなどを明らかにした。また、映画化に際して、優生学的な側面が後景化し、女学生の桃色遊戯を描く映画へと変化したことを指摘した。しかし、映画『乙女の性典』で、女学生の桃色遊戯という題材が選ばれたその契機に、何があったのか、残念ながら十分な分析ができたとは言えない。

連載小説『乙女の性典』及び映画『乙女の性典』が登場した頃、受け手である若者らが置かれた社会的状況は様々な変化の中にあった。中でも、青少年に対しての補導の動きや中等教育における男女共学化、私娼や性病に対する政策、そして文部省社会教育局が提唱する純潔教育など、生活の中のセクシュアリティを巡る状況は著しい変化を遂げていた。このような状況において、メディアで若者向けに描かれたセクシュアリティにも、これらの変化に対応したものが、メディア独自の変化を遂げ、作品の中に描かれるようになるのではないだろうか。

そこで、本稿では改めて、連載小説『乙女の性典』と映画『乙女の性典』に描かれたセクシュアリティに着目する。まず、連載小説『乙女の性典』と、『平凡』での連載終了直後に雑誌『シナリオ文藝』に掲載された、映画シナリオ『乙女の性典——完全なる青春のために』、そして松竹大谷図書館で確認できる映画『乙女の性典』の完成台本³⁾の三本を比較し、どのような題材が選び取られ、いかに描かれていたのかを確認し、女学生の桃

色遊戯に焦点化する映画『乙女の性典』に収斂されていく様を明確にする。

次に、連載小説『乙女の性典』に登場する冊子と同じものとおぼしき、1948年に警視庁が発行した『少年の補導』という冊子に描かれている内容を確認する。その後、戦後警察の営為である補導の中で、だれの、いかなるセクシュアリティが、どのように問題化されていくのかを明らかにする。分析の際には、少年に対する警察の動向だけでなく、売淫や性病に関する政策の展開、青少年の不良化を問題視する動向と照らし合わせ、当時起こっていたセクシュアリティの問題化を重層的に紐解いていく。

最後に、これらの分析を総合し、映画『乙女の性典』で桃色遊戯で補導される女学生が題材となった状況を、明らかにすることが本稿の目的である。

1. 『乙女の性典』に描かれる補導

本章では、1949年3月号から8月号にかけて、雑誌『平凡』に掲載された連載小説、小糸のぶ『乙女の性典』、そして、連載終了とほぼ同時に雑誌『シナリオ文藝』1949年8月号に掲載された映画シナリオ、猪俣勝人『乙女の性典——完全なる青春のために』、そして映画『乙女の性典』の完成台本に描かれた内容を確認する。これらの三作品は、少しずつ内容が異なる。各作品の違いを確認することで、映画『乙女の性典』にどのような題材が選ばれていったのか、また補導という題材がどのように広げられていったのかを明確にする。

まず、以前に明らかにした連載小説『乙女の性典』の内容と特徴を簡潔に確認したい⁴⁾。連載小説『乙女の性典』は、「素人パンパン」である清子と清子のかつての恋人で、妹の三枝子の通う新制中学校の教師である立花徹也の恋愛と、中学三年生である三枝子の初潮や男女交際、そして妊娠が描かれている。連載小説の中心は清子であり、清子と立花のすれ違う恋愛の合間を縫うように、清子の日常であるところの、情夫や客との濡れ場の場面が挟まれている。このような扇情的な場面の描写は、これ以前に『平凡』に掲載された「パン助」や「闇の女」を描いた作品の延長線上にある。しかし、連載小説『乙女の性典』には、それまでに『平凡』に掲載された小説とは大きく異なる点がある。それは、口中梅毒に罹患していたという理由で清子が立花との恋に破れるという物語の展開と、もう一人の主人公である、三枝子という中学生の存在である。「性に無知」である中学生の三枝子は、高校生との男女交際の中で妊娠し、学校での身体検査でその妊娠が発覚する。その後、学校で三枝子の妊娠が問題化される。女子中学生の男女交際、そしてその結果としての妊娠という題材が、この作品の最も斬新な、独自の設定であった。

連載小説『乙女の性典』には、立花を慕うもう一人の女性、清子と立花をめぐる三角

関係になる、幼稚園教諭の友江という登場人物がいる。その友江の父は、警視庁少年二課に勤務し補導に携わっていた。そのことに興味を持った立花は、友江の父に補導について話を聞くために、友江の家を尋ねたのだった⁵⁾。

友江の父は、立花に『少年補導』と題した本を見せる。友江の父はまず、『少年補導』の中のダンスホールでのアベックタイムの写真に言及する。その写真には「ダンスをしている、というよりもびったりと頬をくっつけ、腰を抱き合った男女が、それこそ身動きもできない様にぎっしりつまって立っている…と、いう方が適当な情景」が写っていた。その写真にでてくる人物は「その殆どが、セーラーの服や、お下髪に、詰襟の学生服」で、「中にははっきりと唇を合わせているらしい幾組が見えた」。友江の父は、午後一時半の超満員のダンスホールに満ち満ちた客が、学生、事務員、店員、町の与太者であり、「自由をはきちがえた若い者たちのチークダンスやそれ以上の目に余る光景」が繰り広げられていることや、「今頃教室で真面目に授業を受けている筈の学生が、その半数にも達していたのに唖然とした」という。

友江の父は、さらに、この頃の「恐るべき風潮」を具体的に、以下の様に立花に語った。

「この間も、こんなのがあったがね…女子高校の一年が二人…ダンスに溺れてホールへ出入りする中に、ある男子学生たちと知り合いになった…ところがある晩、踊っている中に終電車に乗り遅れて了ったんだね…それを相手の男学生たちが、わざと計画的に遅れさせた、彼らの常套的な手なんだが…その晩、彼らの紹介で旅館に泊まって、彼らと肉体的な関係を結んだんだよ。それが動機でたびたび旅館へ泊るようになり、金に窮して『友だちが金をスラれて困っている』とか何とか言って、親戚から知人から、次々に金を詐取して、旅館で彼ら数名を相手に桃色遊戯に耽っていたんだがね…呼び出して訊くと『ボーイフレンドをもっていて何故いけないのでしょう…恋愛は自由じゃありませんか。』と、云うんだからね…しかも、それがもう性病にまで患っている…と、いうんだから…実際、恐るべき風潮だよ。」

友江の父は、ダンスホールで知り合った「女子高校の一年」と男子学生が「金を詐取」しながら旅館を泊まり歩き、「肉体的な関係」や「桃色遊戯」をして、「性病まで患っている」話を慨嘆しながら立花に話した。

このように連載小説『乙女の性典』では、警視庁少年二課に勤務する友江の父が、補導する側の視点から、ダンスホールでの有様を否定的にのべる場面がみられた。また、「女子高校の一年」が旅館で「男子学生」と桃色遊戯に耽り、あげく性病にかかったという事

態を「性の遊戯に耽る彼等」、「現実的な、生々しい恐るべき子供たちの動態」として嘆いてみせる姿も描かれた。

この補導という題材は、雑誌『シナリオ文藝』に掲載された映画シナリオ『乙女の性典——完全なる青春のために』でさらに広がりを見せる。映画シナリオでは「素人バンバン」であった清子の設定が消え、代わりに立花哲也の恩師の娘で立花を慕う、アプレゲールの奥平千津子が登場した。立花哲也は旭ヶ丘中学校の教師で石原三枝子の担任となった。シナリオには奥平千津子と別所という男のデートシーン、そして千津子の兄嫁である雪江が実は別所を愛人にしており、既に別所との子供を妊娠していることが露呈する話などが加わり、連載小説から大幅な改変がされた。

この映画シナリオでは、映画『乙女の性典』が女学生の桃色遊戯を描く映画となる布石が確認できる。連載小説『乙女の性典』では、幼稚園教諭として登場していた友江が、警視庁少年第二課に婦人警官として勤める岩下友江へと設定が変更された。連載小説で友江の父が勤務していた部署である。その岩下友江が、立花哲也が勤める中学校を訪ね、石原三枝子が旅館で桃色遊戯をしていたところを警視庁が補導し、かつすでに妊娠していることを確認したと、立花に告げる役どころとなった。映画シナリオでは、連載小説『乙女の性典』とは異なる、旅館での桃色遊戯で補導される女子中学生、また補導で妊娠が発覚する女子中学生が出現した。

1950年に公開された、大庭秀雄監督の映画『乙女の性典』の完成台本⁶⁾でも、岩下友江が警視庁に勤めているという設定が保持された。また、石原三枝子は中学生から、高校生に設定が変更されている。映画では飯野公子が演じる婦人警官である岩下友江が、佐田啓二演じる高校教師立花哲也に対し、桂木洋子が演じる高校生である石原三枝子が、旅館における桃色遊戯を理由に補導され、妊娠したと告げる役どころとなる。桃色遊戯で補導される高校生女子—女学生の出現である。

さらにいえば、完成台本では、映画シナリオにあった雪江と別所の愛人関係の設定がなくなる一方で、石原三枝子が墮胎を試み産婆を訪ねる場面が加えられるなど、物語において高校生である石原三枝子の比重がより高められていた。

こうして完成した映画『乙女の性典』は「桃色遊戯の恐ろしさ、性知識のない乙女の悲劇、これを赤裸々に写し出した」映画、そして「性への無知ゆえに日夜襲いかかる毒牙と誘惑…そして、ついに不良の子を宿した一人の乙女の転落していく姿を描いて」いる映画として宣伝された⁷⁾。松竹から提供された宣伝材料では、下着姿の若い三枝子のイラストや、今まさに男に襲われようとするセーラー服の三枝子のイラストが推奨され、そのセーラー服のイラストは、実際に新聞での映画宣伝広告に使われていた。「毒牙」にかかり、「誘惑」

に陥る女学生の姿を「赤裸々に」描いていること、そして「桃色遊戯」を扱っていること、それが、この映画の売り文句であった。このような宣伝は、女学生の「赤裸々」な姿を観客に期待させるものでもあった。

連載小説『乙女の性典』は就学している若い女性を性的に描くという、当時『平凡』に掲載されていた他の作品とは異なる、非常に目新しい作品であった。そして、そこには補導というエピソードが織り込まれていた。当初、連載小説での一つのエピソードに過ぎなかった補導という題材は、映画化という過程を経ることで、次第に大きく扱われるようになっていった。連載小説にあったバンバンである清子の設定が切り捨てられ、男女交際の末に妊娠してしまう女子中学生の三枝子は、旅館での桃色遊戯の末に、妊娠し、補導される女学生という設定に変更されていった。では、このような、旅館で桃色遊戯をなし、補導される女学生、という設定は、何を念頭に作り出されていたのだろうか。

2. 『少年の補導』

2-1. 「少年不良化対策」としての補導

実は、連載小説で、警視庁少年二課に勤める友江の父が手にしていた『少年補導』は、実際に1948年12月に警視庁保安少年部少年第二課が発行した『少年の補導』という本と酷似していた。保安少年部少年第二課は、1948年3月の警察法施行を前に再編された、警視庁に設けられた課で、補導係と少年相談係を抱える部署であった。

警視庁が出したこの『少年の補導』を見る前に、まず、敗戦から1948年にかけて、警視庁が少年のなにを問題として対処していったのか、その変化の一端を確認する。

敗戦直後の警視庁管区では少年らによる、窃盗や強盗が頻発していた。1946年6月にGHQは、東京における日本人犯罪の58%を少年が占めるとの指摘と共に、これらの少年への対応を迫っている⁸⁾。その対応として内務省警保局は9月に各都道府県知事宛で「少年に対する防犯機構の整備について」⁹⁾を出し、警視庁は1946年11月に満25歳以下を対象とする青少年課を刑事部に設けた。少年課は「青少年犯罪並びに不良行為者」を統計化し、四半期ごとにGHQや内務省に報告した¹⁰⁾。少年に対する取締制度が整う一方、児童福祉法が翌1947年12月に公布、1948年1月1日に施行され、制度上、戦災孤児らは保護の対象となり、養護施設への保護収容が進められるようになる。

翌1948年に入ると、「少年不良化対策」として「補導」が進められた¹¹⁾。刑事部青少年課が保安少年部少年第一課、第二課に改変されたのに合わせて、第一線の警察署に少年係が置かれた。その後1948年4月16日の少年主任会で、20歳未満を「補導見地の検挙」とする「暫定範囲」が定められ、「補導」の対象がそれ以前に青少年課が対象としていた

満25歳未満から、20歳未満へと引き下げられた。その後、警視庁内で発行されている雑誌『自警』でも、「犯罪少年の取締と指導」として、「輔導」を促進する記事が出された。

少年第一課少年課長の武藤勇がいうには、「犯罪少年の発見は早ければ早いほうがよい」。そのため少年係は「積極的に街頭取締をして、街から犯罪少年を発見することが最も重要」とであるという。「少年の不良化防止対策の一翼を担う」少年係は、「犯人を検挙してその自供又は赃物証拠物の発見により初めて判明する」少年犯罪への対応として、「輔導名目で不審尋問をし、取締現行中心主義に検挙する以外方策はない」とした。つまり、自供などが無ければ検挙できない以上、検挙のためには、検挙を目的とした「輔導」を推し進めるしかなく、「犯罪少年」の取締のために、積極的な「輔導」が促された。「輔導」を行う具体的な場所も挙げられた。「犯罪少年が跳梁跋扈する露店街、商店街、興行街、花柳街、或いは駅、公園、遊園地、又は映画館、ダンスホール、喫茶店、麻雀クラブ等の盛り場の内定視察を密にして、随時随所に張り込み取り締まることが肝要」とされ、「少年不良化対策」として、人の集まる、あらゆる場所においての、「張り込み取り締まり」が進められていった。

2-2. ダンスホールと男女共学下の「不純異性交遊」

それでは『少年の輔導』では少年らのどのような行為が問題とされていたのだろうか。『少年の輔導』では「家出少年と浮浪児問題」として浮浪児問題に一章が割かれ、東京都内における戦災孤児も問題にされている。しかし、『自警』の記事で確認できるように「犯罪少年が跳梁跋扈」する繁華街での輔導がすすめられた結果、『少年の輔導』では「サボ学生の実態」や「盛場の実態と街頭輔導」という、犯罪にまでいたらない「不良少年化対策」としての輔導の事例が多数紹介されていた。

では、『少年の輔導』と『乙女の性典』の間にはどのような繋がりが確認できるだろうか。『少年の輔導』をめくると、巻頭の写真のコーナーの二ページ目は「サボ学生の実態」というタイトル、そして「「当世流行のアベツクタイム」暗いホールで甘いタンゴにとう酔…不純な異性交友もこんな機会から」というキャプションが付けられた、ダンスホールでのアベツクタイムの写真が目飛び込んでくる（図版1）。「不良行為」の一例として紹介されているそれは、詰襟の学生やセーラー服でお下げの女性、また着物やスーツ姿の女性らが抱き合い、チークダンスを踊る光景であった。その写真は、連載小説『乙女の性典』で友江の父が、立花に輔導の風景として紹介した写真に酷似していた。

第五章「青少年生活の諸相」の「青少年のダンス」では、友江の父が挙げた輔導の例とそっくり同じもの——「当課員」が「午後の一時半」に覗いた「銀座裏の某キャバレー」



図版1 「サボ学生の実態」(『少年の補導』)

可能なダンスホールが再開していた¹²⁾。戦前にも、警視庁は学生がカフェー等の都市風俗へ出入りすることを禁じていたが¹³⁾、戦後の都市風俗においても、ダンスホールでの「学徒」の「怠業怠学」は補導の対象となった。「サボ学生の実態」のページでは「パチンコの誘惑」や「ある日の映画館」の写真が扱われていたが、チークダンスの光景は中央にひととき大きく扱われ、そこにいる「怠学怠業」の「学徒」に対し、強い非難が向けられた。ダンスホールはまさに「怠業怠学」の「学徒」を補導する場所であった。

また、「ダンスパーティー」は「学徒」の「怠学怠業」だけでなく、「不純な異性交遊」が生じる「不良の温床」として問題化されていた。例えば、「ダンスに溺れて墮落した女学生」がそれである。

某高等女学校にも時代の大波が怒涛の様に押し寄せた。本年一月ごろから急激にダ

で行われていた「アベックタイム」で…、「事務員、店員、町の与太者水商売の婦人、学徒等で全部が青少年で占められ、いとりどり、だが中でも今頃教室で真面目に授業の筈の学徒が半数にも達するかと思われたのには啞然とした」、「自由を履き違えた若人たちはチークダンスやそれ以上の目に余る光景を描き出していた」——が例に挙げられていた。このダンスホールに関する記述は、連載小説『乙女の性典』との類似性が強く、制作の際にこの『少年の補導』が参考にされたのではないかと考えられる。

戦後、占領軍に対する慰安を目的としたダンスホールが開かれたことによって、戦前からのダンスホールに対する法規制が骨抜きになり、「日本人の利用」が

ンス熱が流行し、(中略) この雰囲気刺激され、某女生徒他一名は家人に秘し「銀座某ダンスホール」に出入りしていたがたまたま知り合った某中学生の紹介で旅館に宿泊したのが動機となって遂には金に窮してはじめは叔父を訪問して「友達が電車で金をとられて困っているから」と称し200円を詐取したのを手始めに三月以降親戚、知人等を次々と訪問しては虚言を以て17600円に達する金額を詐取し板橋区某旅館で中等学校生徒某(当19年)他5、6名と共に遊興し桃色遊戯に耽け、肉体まで提供していたものである。(78頁)

『少年の補導』で「ダンスホール」が金の「詐取」「不純な異性交友」の入り口になるとして問題化されたこの事例は、連載小説『乙女の性典』で「恐るべき風潮」として友江の父が立花に語った「ダンスホール」と「桃色遊戯」の事例とうりふたつであった。

『少年の補導』で「不純異性交友」が問題になる際には、男女共学の問題も合わせて語られた。1947年の教育基本法と学校教育法の公布に伴い、1947年度から新制中学校が、1948年度からは新制高等学校が男女共学となった。『少年の補導』「一〇 学校と家庭に望むもの」の「一 学校へ望むもの」¹⁴⁾では、男女共学になった学校が、「不純な異性交友」の引き金となりかねないとする、警察側の見方が強く現れている。男女共学は、「過渡期において極めてむずかしい問題」であり、男女共学ゆえに、「最近学生グループで嘖然とするような桃色遊戯に耽っている事例があまりにも多いのには驚かざるをえない。」とされている。警視庁は「学生間の異性交友には不純なものが少なくない」のでそれらに対し、「学校当局としても大いに関心を深め、純真な学生を一寸した油断からとりかえしのつかない羽目に陥らせぬよう心から見守って欲しい」と、学校側に、学生同士が「不純な異性交友」や「桃色遊戯」をせぬよう管理、監視を求めている。

『少年の補導』には、昭和22年度と、昭和23年の1月から6月の二つの時期の「青少年犯罪並びに不良行為者の統計」が付録としてつけられ、犯罪や補導で処理された青少年の数が一目でわかるようになっている。昭和22年度の項目には、「密会」という項目があり、その項目が、昭和23年1月から6月の表では「不純異性交遊」という項目へと変化している。「密会」という語は以前から新聞などで、男女の性的な関わりを暗にさしてつかわれていた。しかし、1948年は、高等学校での男女共学が成立し、いよいよ「男女交友」そのものは否定できない状況にあり、そのような中、「不純異性交遊」という項目が、青少年とされる男女の性的な関わりを指す警察の行政用語として、成人のそれと差別化を図る意味から登場した。

『少年の補導』に見られるのは、男女共学成立後の男女の学生たちが、学外で何をして

いるのかを問題化する視点であった。ダンスホールの例は、まさに、学外での学生の男女交際のありようを補導という形で問題化するものであった。しかもそれは「学徒」男女に同じに向かったのではない。「新憲法で私達も男の人と同権になったのだから、男の人がやって良いことは私達もやって悪くないはず」といい、雑貨商で「衛生サック」を買う「某女学院の生徒達」には、「飛んでもない男女同権である」と強い非難が向けられた。

2-3. 桃色遊戯をする女学生

他にも、『少年の補導』には女学生に着目した記述が多い。先にあげた「一 学校へ望むもの」では、「多くの事例の中から参考として一つを取り上げ」として、「或る盛場を中心にした、男女学生の桃色グループの全容を掘り下げて肅清補導した事件」が紹介され、「都内二十数校の生徒六十余名」の桃色グループが問題化された。グループの中には、男女一組ずつで付近の旅館に泊まり込むものもあり、中でも、「某女学生（17年）^{ママ}」などは、「一夜四人の男を相手に交際しながら平気でその後もつづけ、本物のパンパンを凌駕する醜態であった。」といわれる。

「ダンスに溺れて墮落した女学生」の事例との共通項は、女学生が「旅館で泊まり込んで」「醜態」あるいは「桃色遊戯」をなしていた、という記述である。他にも、この『少年の補導』には「旅館を泊まり歩いて桃色遊戯」をなし、「花柳病」に罹患した女学生の例が紹介されていた。

「無軌道な桃色グループ」文京区神田水道橋付近で一人の不良少年を発見、補導の手を差し延べた所、某新制高校生田中某を中心とする 80 余名に及び少年少女の驚くべき無軌道な桃色グループが明るみに出た。このグループは 16 歳より 21 歳の高専学生から、女、中学生を混えたものでその 20% は女、中学生が占めていた。彼等是不純な男女交遊から多額の金銭を持ち出してはダンスホールに出入りし、喫煙飲酒はもとよりその中のあるものは夫婦気取りで友人宅や旅館等を泊まり歩いて桃色遊戯の限りをなしていた。ある上流家庭の 16 歳の女学生は、数人の男に肉体を委ね、又グループの二、三の者は花柳病にも患されるような乱脈ぶりであった。(185 頁)

『少年の補導』では、繰り返し女学生の旅館での桃色遊戯が問題化されていた。それは、まさに完成台本映画『乙女の性典』に見られる石原三枝子の姿——旅館で桃色遊戯をなし、補導される女学生——であった。警察は「少年不良化対策」の中で、男女共学化した「学徒」らの男女の交際に対し厳しい視線を向け、時に「不純異性交遊」をなしたとして補導を行

った。女学生に向けられた視線は男子学生に向けられたそれと比べより厳しく、警視庁の発行する冊子『少年の補導』には桃色遊戯をなしたとして補導される女学生の姿が繰り返し描かれた。これらの記述がおそらく連載小説『乙女の性典』に使われ、映画『乙女の性典』に旅館での桃色遊戯で補導される女学生が主人公に据えられたことにつながっていった。

2-4. 売淫、性病に関する政策

しかしながら、なぜ『少年の補導』では、女学生の旅館での桃色遊戯が繰り返し問題視されていたのだろうか。そして、どうして補導された彼女らが「花柳病」に罹患していると露呈するのだろうか。「不純異性交遊」や「不純異性交遊」と言いながら、女学生ばかりに焦点をあてられているのはなぜなのだろうか。ここでは、1948 年末に、女学生の「桃色遊戯」ばかりが問題化される『少年の補導』が生み出されるまでに、どのようなセクシュアリティに対する管理の動きがあったのか、改めて捉えなおしたい。

『少年の補導』に掲載された、昭和 22 年度の「青少年犯罪並びに不良行為者の統計」を元に、「不良行為別グラフ」を確認すると、男女別に作られた「不良行為別グラフ」で、女で最も多かったのが「売淫者」の項目であった。「売淫者」は、男の最も多い項目である「盛場徘徊怠業怠学」の 19.5%を上回る、25.9%という、突出した数字をたたき出していた。

占領下の東京には、占領軍兵士を相手とする多くの私娼たちの姿があった。1946 年 1 月に、GHQ から公娼制度廃止に関する覚書が出され、春には、内務省警保局から「公娼制度廃止に関する件」の通達がなされた。これにより、占領軍に対する慰安施設として開かれた RAA も閉鎖された。しかし、占領軍が否定したのは、前借金のような人身売買の慣行であり、自由意思による売春は否定されることがなかったため、売春を生業にする女性には街娼という形や、あるいは事実上売春が認められた特殊飲食街で働くという形で仕事を続けることになった¹⁵⁾。

売淫を取り締まる根拠となる警察犯処罰法の改正も 1947 年 1 月に行われた¹⁶⁾。その後、1947 年 9 月 29 日に、国会で児童福祉法に関する議論がなされ、「犯罪青少年」の年齢が問題となり、その際「やみの女」の年齢が問題となった。警視庁の調査で「やみの女」は「16 歳から 20 歳まで」が「著しく増加の傾向」にあるとされた¹⁷⁾。1947 年度は、「密淫売」を行ったとして 5517 名の「青少年」の女が検挙されていた¹⁸⁾。

これらの状況をうけて 1948 年 1 月に施行された児童福祉法では、18 歳未満の「児童を淫行させる行為」が禁じられた。さらにいえば、1948 年 7 月に施行された警察官職務執行法では、営業中の警察官の旅館への立ち入りが「犯罪の予防」を目的として認められていた。つまり警察は、「犯罪の予防」という見地で、いつでも旅館に踏み込むことができた。

ここで1948年の『自警』の記事において、「取締現行中心主義の検挙」が強く促されていたことを思い出したい。警視庁は、若い女性が旅館に居ることそのものを、売淫、あるいは不純異性交遊が生じる可能性があるとし、捜査の対象として認識していたのではないだろうか。旅館に踏み込み、取り調べを行わねば、それが売淫か不純異性交遊かはわかりえない。警視庁側は、それが売淫であろうと、不純異性交遊であろうと、検挙・補導数は稼ぐことができる。よって、旅館に踏み込み、捜査を行う。結果、金をとっているようなら売淫として検挙し、金をとっておらず、年齢も低ければ、密会あるいは不純異性交遊として補導をすすめる。さらにいうならば、不純異性交遊でかつ金の稼ぎようがない学生ならば、旅館に出入りできるような金の動き——家財持ち出しか、たかりか、ゆすりか——も問題にできる。「本物のパンパンを凌駕する醜態」などと描かれた、旅館での桃色遊戯で補導される女学生は、単に補導という営為からだけでなく、売淫をめぐる取締からも生じたと考えられる。

それでは、『少年の補導』に描かれた桃色遊戯で補導される女学生が、「花柳病」に罹患していることが露呈する状況をどう捉えればいいのだろうか。そこで戦後の売淫に対する取締の他に、性病に関する政策の動きに目を向ける必要がある。その背景には、売淫による占領軍兵士の性病罹患問題があった。兵士らはいったん性病に罹患すれば、治療を受けている間は、職務を果たしているとはみなされない¹⁹⁾。それゆえ占領軍の公衆衛生福祉局は、占領直後から他の疾病に先駆けて性病対策を重要視していた²⁰⁾。公衆衛生福祉局は1945年10月16日に覚書、つまり事実上の指令である「VDコントロールについて覚書」を出す。翌月にはすみやかに花柳病予防法特例²¹⁾が制定され、「業態上花柳病傳播の虞あるもの」に対する健康診断が命じられるようになった。もちろん「業態上花柳病傳播の虞あるもの」として眼差されているのは、娼婦たちであった。

さらに1948年9月には、花柳病予防法にかわって、性病予防法が施行される。花柳病予防法特例で重視されていた「業態上花柳病傳播の虞あるもの」に変わって、「売いん常習の疑いの著しい者」および「性病にかかっていると認めるに足りる正当な理由のあるもの」全てに、「健康診断をさせることができる」とされた。「性病にかかっていると認めるに足りる正当な理由」が捕まえた側に有りさえすれば、捕まった彼女らは健康診断という名の性病検診を受ける羽目になった。

「花柳病」に罹患していたと曝露された女学生は、性病予防法にある「性病にかかっていると認めるに足りる正当な理由」があるとして、性病検診を受けさせられた可能性がある。すくなくとも、この年、1948年に「売淫」で検挙された11563人はもれなく健康診断という名の性病検診を受けさせられている²²⁾。

1948年、「取締現行中心主義の検挙」がすすめられた結果、女343名、男233名が不純異性交遊で補導され、女性のうち、31名が新制高校生、85名が旧制中学生、36名が新制中学生であった²³⁾。その数は、前年度1947年に「密会」で検挙された「青少年」の、女102名、男89名をはるかに上回った。「不純異性交遊」の被補導者数は、男女に大きな差がある。それは男性に向けられた視線よりも、女性に向けられた視線がより厳しかったことの現れではないだろうか。『少年の補導』の補導の事例において、旅館での桃色遊戯で補導される女学生の姿が繰り返し描かれる背景には、売淫や性病に関する、若い女性に向けられた政策の動きがある。警視庁が「不純異性交遊」で補導を進める際の眼差しには、実際には、売淫や性病に対する取締の対象である若い女に強く向かっていたと考えられる。

3. 男女交際と、桃色遊戯への視線

前章までで、連載小説『乙女の性典』と警視庁が出した『少年の補導』とのつながりを明らかにした。しかし、映画の撮影が開始され、1950年3月に公開されるまでも、男女共学や桃色遊戯は繰り返し問題化され続けていた。ここでは、まず、警察の補導で問題視された「学徒」の男女交際が、1949年の文部省社会教育局の提唱する純潔教育にも現れていることを確認する。また、男女交際を扱う映画が公開され、話題となったのもこの年であった。最後に、1950年1月に、補導の強化によって、桃色遊戯が新聞を介して紹介され、強い話題性をもつものになっている様を確認する。

そもそも純潔教育の始まりは、公娼廃止後の取締や「闇の女」発生の防止対策として、1946年11月に次官会議で決定した「私娼の取締並びに発生の防止及び保護対策」を受け、1947年1月に「純潔教育の実施について（発社一号）」が文部省社会教育局長柴沼直の名前で出されたのがその始まりであった。柴沼は1947年7月の国会での答弁で、「性に関する知識が足りないとか、あるいは性に関する信念が足りないとか、あるいは情操が低いとかいうことのために起こる弊害、殊にやみの女等に転落する危険を防止しようという」目的のために、純潔教育の資料を編集集中であると述べている²⁴⁾。つまり、1947年7月時点では、若い女性が「やみの女」へ「転落する」こと、すなわち私娼の増加を防止することこそが、純潔教育の念頭にあった。

しかし、1949年1月に出された「純潔教育基本要項」では「男女の交際及び男女共学」が「純潔教育上の諸問題」にあげられる。「純潔教育基本要項」は1949年6月に冊子化され、社会教育連合会から『純潔教育基本要項 附性教育のあり方』²⁵⁾として発行された。「はしがき」を確認すると、「敗戦後の社会においては、例外なく道徳の退廃——とりわけ男女間の道徳がすたれ、不良青少年の増大や、売春行為が顕著になります」と従来通り売

春行為が着目される一方、「不良青少年の増大」が問題視されていた。前章で確認した通り、1947年と1948年には、警察の補導という営みを介し、補導対象者である男女の性的な関わりが密会あるいは不純異性交遊として認識された。ここで言われる「不良青少年」には、密会あるいは不純異性交遊をなしたとして補導される青少年らの姿が念頭にあるだろう。

純潔教育は「男女の交際は、自由」であるが、男女共学は「いかなる場合でも礼儀と規律」を必要としており、「特に今日のような過渡的な状況にあつては、教育者や両親が常に注意深く、温かく導き、放置されることのないよう注意すること」とその管理を強く促した。男女共学下の男女の交際は、「礼儀と規律」の中に留まるように促された。それは男女の交際が不純異性交遊と化すことが懸念されていたからであった。

1949年は前年に「積極的」な補導が進められた結果、増加した青少年犯罪の数や被補導者の数に依拠し、「青少年の不良化」対策が次々に進められた。まず、1949年4月に衆議院で「青少年犯罪防止に関する決議」がなされた²⁶⁾。それは「青少年の不良性犯罪性激化の傾向を鑑み」、「青少年の適切な育成、積極的な陶冶」と「強力な保護矯正」を図るという内容であった。翌5月には参議院でも同様の決議「青少年の不良化防止に関する決議」がなされた。これらをうけて、6月に内閣官房長官、文部次官、厚生次官、労働次官、国家地方警察本部次長、法務局刑政長官らからなる青少年問題対策協議会が内閣官房に設置された。

9月、青少年問題対策協議会から「青少年の不良化犯罪防止に関し必要と認められる諸事項」が「青少年対策について」という形で内閣官房長官から知事宛に通達される。そこでは「青少年問題対策協議会決定事項中本年度内に実施すべき緊急要綱」として、「問題青少年の学校及び社会における教育保護並びに年少労働者の補導の強化」や「犯罪並びに不良青少年に対する補導取締の徹底」として補導の強化が求められていた。「学校外における青少年の指導並びに不良化防止のための必要な措置」として、補導が期待されていたのだった。「青少年対策について」では、「別紙（一）青少年不良化防止のために執るべき措置」には「（ハ）性教育及び純潔教育を徹底すること。（ニ）駆極運動の励行」が進められていた。補導する側や青少年問題対策協議会にとって、純潔教育は有用なものとして認識されていた。

次いで翌10月には「少年警察の強化について」という通達が国家地方警察本部次長名で出された。そこでは「補導取締に腐心」してきた警察が、少年警察という形で少年を対象とした対策を強化し、学校教育機関、社会教育機関、保護機関などと連携し「少年社会の実態を赤裸々に把握し」「本問題処理にあたって推進的な役割を果たすよう努力する」とされた。そのため、ダンスホールを含む、盛り場での補導は「一斉随時補導取締その他

ありとあらゆる機会を利用して問題少年の早期発見探知」をなすため、さらに強められた。

結果、警視庁管轄の東京都下では補導が頻繁に行われ、1949年、売淫で1798名の青少年女子が検挙され、669名の女と476名の男が「不純異性交遊」で補導された²⁷⁾。考えてみれば、補導を行えば行うほど、被補導者、そして不良少年として認識される青少年が増加する。そうして把握された不良少年の数が問題化され、不良化防止のためとして、更に補導が強化され、繰り返し行われるという、負のスパイラルが生じていた。新聞では、特に「少年警察の強化について」が出された10月以降、繰り返し補導に関する報道がなされていった。

一方このころ映画の領域では、学生の男女交際を扱う映画が公開された。1949年7月に原節子らが出演し、学生の男女の交際を扱った映画『青い山脈』が東宝から公開された。映画では、若い男女のサイクリングの場面などが扱われ、藤山一郎の歌う主題歌と共に話題となった。映画『青い山脈』は学生の男女交際が観客を惹き込む話題であることを、映画会社に認識させた。

1950年にはいと、1月に「桃色遊戯」「肉体関係」をなしたとして、男16名女10名の「桃色クラブ」が補導された、という新聞記事が掲載された²⁸⁾。警視庁防犯部少年二課は「不純な異性交遊者」を「いわゆる桃色遊戯と称せられるもので不純な異性ととの交遊をなすもの」と定義した²⁹⁾。「補導に勝る防犯なし」として、補導は「犯罪の予防」のために繰り返し行われていた。結果、不純異性交遊という名目で複数の青少年が補導され、青少年の桃色遊戯は新聞記事という形で人々の目を引いた。純潔教育や補導で問題とされる男女交際、そして桃色遊戯は、新聞や映画を通じ、話題性に富んだ題材として人々の目に映っていただろう。このような状況が、1950年3月に映画『乙女の性典』が公開される直前にあった。

おわりに

連載小説『乙女の性典』から映画『乙女の性典』への変化は、現実に行われた補導という警察活動の強化と歩みを共にする形で生まれた。補導では、「学徒」の「怠業怠学」が問題とされる一方、売淫や性病に関する取締を行う都合上、若い女性のセクシュアリティに対してより厳しい視線が向けられていた。結果、補導という領域に、補導対象者である青少年の男女の性的な関わりを示す独自の用語「不純異性交遊」が立ち上がった。それは補導対象者のセクシュアリティを問題化する枠組みが定まったということでもあった。「不純異性交遊」の成立の背景には中等教育の男女共学化という、若者を管理する前提の変化もあった。

警視庁が発行した冊子『少年の補導』にはこれらの警察の動向が、旅館での桃色遊戯で補導される女学生を繰り返し描くという形で反映された。この旅館での桃色遊戯によって補導される女学生は、連載小説『乙女の性典』に題材の一つとして選ばれた。連載小説『乙女の性典』が映画化される直前までの時期においても、学生の男女交際や桃色遊戯はセンセーショナルな話題であった。警察の営為である補導は、「不良化防止」を掲げるがゆえに、被補導者の数を踏み台にしてさらなる「不良化防止」の為に補導を行い、さらに被補導者が増加するという連鎖が生じる構造を持っていた。「青少年の不良化」対策である補導は更に強化されるとともに、新聞記事にもなった。新聞では「桃色遊戯」で補導される青少年の姿が描かれた。また「不純異性交遊」として補導される青少年は純潔教育に影響を与え、男女交際を扱った映画も公開された。

このような動向を映画会社は見逃さなかった。松竹の制作サイドは話題性に富んだ題材、旅館での桃色遊戯で補導され、そこで妊娠が発覚する女学生を映画に描くことを選んだ。「誘惑」に陥り、桃色遊戯をなす女学生を「赤裸々」に描いたという宣伝を行ったこの映画は、多くの観客をよんだ。映画会社は連載小説時には小さなエピソードに過ぎなかった桃色遊戯で補導される女学生を、映画『乙女の性典』の主人公として描いた。それは、補導という警察の営为一つまり若者あるいは「学徒」を対象とした「不純異性交遊」という性の管理のあり様と、それを取り上げる警察の冊子や新聞、そして雑誌及び映画メディアの重層的な連鎖の結果であった。

連載小説『乙女の性典』と映画『乙女の性典』は、雑誌『平凡』や映画といったメディアが、1950年代にいかなるセクシュアリティを描いたのかを考える上で重要な作品である。映画『乙女の性典』はこの年の松竹の配給収入ベスト10となったが、その興行成功をもって、雑誌『平凡』や映画はセーラー服を着た女学生のセクシュアリティを商品として描くことを意図的に、積極的に選ぶようになる。このような傾向は、1952年の思春期映画群、1953年の性典映画ブームにみられ、これらは映画規制の議論、及び青少年のあるべき性に関する議論にも続いていく。また、補導が持つ負のスパイラルが、青少年のセクシュアリティを問うという意味において、今後どのように展開し、作用していくのかも注目に値する。これらの件、つまり、若者に対する性の管理の変遷とメディアとの連関に関しては、さらに別稿で論じる予定である。

注

- 1) 平凡出版株式会社編『読者ととともに 20年 平凡出版株式会社小史』平凡出版株式会社、1965年。

- 2) 中山良子『『乙女の性典』と純潔 新制中学生・高校生のセクシュアリティとメディア』『日本学報』第 30 号、2011 年。
- 3) もちろん、本来であれば完成した映画を確認するのが筋ではあるが、『乙女の性典』のフィルムは、東京国立近代美術館フィルムセンターにも、松竹本社にも所蔵がない。フィルムセンターに問い合わせたところ、1950 年の京都撮影所の火災で原版を焼失した可能性が高いとのこと。
- 4) 中山、前掲論文。
- 5) 小糸のぶ「乙女の性典」『平凡』1949 年 6 月号。
- 6) 松竹大谷図書館所蔵。
- 7) 『乙女の性典』松竹映画 PRESS、NO108。
- 8) 「第 28 ヴァレンタイン及びオランダ報告（昭和 21 年 6 月 9 日）」国家地方警察本部 総務部企画課『警察制度改革の経過 資料編上』警察協会、1950 年。
- 9) 「少年に対する防犯機構の整備について（内務省発警第 108 号、昭和 21 年 9 月 30 日）」、館野覚治『問題少年 犯罪と補導』警察新報社、1954 年。
- 10) 武藤勇「犯罪少年の取締と指導」『自警』30(6)、1948 年。
- 11) 武藤、同前。
- 12) 永井良和『社交ダンスと日本人』晶文社、1991 年。
- 13) 鳥居和代『青少年の逸脱をめぐる教育史 「処罰」と「教育」の関係』不二出版、2006 年。
- 14) 警視庁保安少年部少年第二課『少年の補導』、1948 年、123 頁。
- 15) 奥田暁子「GHQ の性政策 性病管理か禁欲政策か」恵泉女学園大学平和文化研究所『占領と性 敗戦・実態・表象』インパクト出版会、2007 年。
- 16) 「密売淫を為し又は其の媒介若しくは容止を為したる者」という一文から「密」を外し、売淫に関する取締の根拠が作られた。しかし、1948 年 5 月に、警察官処罰令は廃止となり、警察官処罰令を引き継いだ軽犯罪法には、「売淫」を取り締まる直接の法令はなくなった。しかし、1947 年 1 月 15 日に出された、「勅令九条」、つまり「婦女に売淫させた者等の処罰に関する勅令」が有効であった。（永井良和『風俗営業取締り』講談社、2002 年。）
- 17) 1947 年 9 月 29 日、衆議院厚生委員会 18 号、野本品吉の発言。
- 18) 「青少年犯罪並びに不良行為警察署別」警視庁総務部文書課統計係『昭和 22 年度警視庁統計書』1949 年。
- 19) C.F サムズ著、竹前栄治訳『DDT 革命 占領期の医療福祉政策を回想する』岩波書店、1986 年。
- 20) 奥田、前掲論文。

- 21) 『官報』第 5660 号、昭和 20 年 11 月 22 日。
- 22) 警視庁総務部文書課統計係『昭和 23 年警視庁統計書』1950 年、298 ～ 299 頁。
- 23) 警視庁、同前。
- 24) 1947 年 7 月 24 日、衆議院文教委員会 3 号。
- 25) 文部省純潔教育委員会『純潔教育基本要項 附性教育のあり方』、1949 年。
- 26) 館野、前掲書。
- 27) 警視庁総務部文書統計係編集『昭和 24 年警視庁統計書』、1951 年。
- 28) 「近ごろ少年少女気質 桃色グループ発覚」『読売新聞』東京版、1950 年 1 月 22 日。
- 29) 長尾清成『実務本位 少年警察の研究』警察時報社、1950 年。

参考文献

- 植野真澄「傷痕軍人・戦争未亡人・戦災孤児」『岩波講座アジア・太平洋戦争 6 日常生活の中の総力戦』岩波書店、2006 年
- 小山静子「純潔教育の登場 男女共学と男女交際」小山静子、赤枝香奈子、今田絵里香編『セクシュアリティの戦後史』京都大学学術出版会、2014 年刊行予定。
- 阪本博志『『平凡』の時代 1950 年代の大衆娯楽雑誌と若者たち』昭和堂、2008 年。
- 澁谷知美「1950 ～ 1960 年代における「不純異性交遊」概念の成立と運用」『ジェンダー研究』8、2005 年。
- 茶園敏美「占領期のキャッチとおんなたちの「声」 占領期日本における不問にされた性暴力」『女性学年報』34 号、2013 年。